

梅川文男研究（4）

—プロレタリア詩人・堀坂山行と反ファッショ人民戦線—

尾 西 康 充

【要旨】

本論文は一九三三年の三・一三事件から三六年一一月の社会大衆党南勢支部結成を経て三七年一〇月の同党三重県連合会支部創立に至るまでの期間、松阪無産団体協議会に所属して県内の反ファッショ人民戦線を準備した梅川文男の動きに着目しながら戦前・松阪の解放運動を詳述する。

序

一九三三年三月二三日に発生した三・一三事件によって三重県内の無産主義運動は壊滅的な打撃を受ける。検挙の発端となつたのは、撒布されていた印刷物に新しい字体が混じるようになつたのを県特高課が発見し、党オルグの潜入を探知したことからだといわれている⁽¹⁾。四日市、松阪、宇治山田での検挙者は一二〇名に上り、日本共産党三重地方組織および日本労働組合全国協議会（全協）三重支部協議会は再建が不能になつた。当時非合法であったそれらの組織とは違つて、農民組合や水平社の方は「組織も古く根も深く、強靭な部落大衆の生活のなかに守られていた」ために大検挙の後も「松阪地方の集団的な部落の人々の組織的な力」によって「萌え出てくる若芽のように起ちあがつた」⁽²⁾これまでしばしば指摘されてきたように、戦前三重の解放運動の特徴として被差別部落の農民が運動の主たる担い手となつていたことが挙げられる。県

内で誰よりも重い桎梏を課せられた彼らは、全国農民組合（全農）においては全国会議派（全会派）、全国水平社（全水）においては解消派と、いずれも共産主義的な極左グループに属して闘争した。水平社運動史に詳しい井上清氏によれば「全会派の組織の中では、部落農民が一般農民よりも多かつたといわれる。事実、全会派の拠点になつた埼玉、長野、三重、岡山、福岡、佐賀等の全会派組織はほとんどみな部落であつた」⁽³⁾という。だが彼らが日本共産党の拡大強化のために部落の労働者や農民を全協や全会派などの赤色組合に強いて加入させたことは、すでに全協が党の三二年テーゼに従つて行動綱領に「君主制打倒」を採択したために治安維持法によって完全な非合法団体とされていたことからも「握りの地下の活動家を除いては、事実上部落労働者を警察に売渡すと同然であり、現実性の全くない夢想でしかなかつた」⁽⁴⁾。それによって従来、極左の方針をとり続けてきた姿勢を転換せざるを得ない状況に陥つたのは当然の結果だといえよう。

三・一三事件で三八名の検挙者を出した松阪では、全農全会派委員長・上田音市以下、官憲による拘留訊問を受けている間に転向を表明し起訴猶予処分となる者が続出した。前年六月に日本共産党中央委員の佐野学・鍋山貞親が転向声明を発して以来、堰を切つたように〈転向〉の波が押し寄せていた。しかし官憲にとっては釈放の前提として、彼らが再び運動に戻らないように身辺を保護する身元引受けを見つけさせる必要があつ

た。松阪ではそれまで被差別部落が運動の拠点となっていただけに、その任に就く者は部落外の一般住民が相応しいと考えられた。それと同時に行政当局には釈放された人びとの扶助を通じて「部落民ト一般民トノ間ノ融和ヲ計ラントノ意図」もあった⁽⁵⁾。そこで県特高課および検事局は松阪市に呼びかけて地元有志を集め三四四年一一月一六日、「思想転向者の輔導」を目的とした融和団体「松阪共愛会」を設立させる。特高月報（昭和一一年三月分）によれば、当時三重県内で検事局に送局されていた治安維持法違反者は五八名で、その内、転向者は四九名に上っていた。松阪共愛会に加入した転向者の数は一三名とされており、保釈前から転向の噂が囁かれていた上田音市もそのなかに含まれていた⁽⁶⁾。上田には松阪市会議員に当選した翌朝、三・一二事件で検挙されたという経緯があるのだが、拘留訊問中、解放運動の同志に推されて松阪市日野町二丁目区長選挙に立候補し、獄中当選を果たしていた。九ヶ月の拘留を終えて釈放された上田の様子は「伊勢新聞」が「『市民のため忠実に働く』／きっぱり赤を転向」という見出しを掲げて報じている（夕刊、三三年一二月一四日）。

融和の試みは松阪共愛会の設立以外に、松阪地方の政財界の有力者が出席した座談会にも見られる。たとえば「社会運動通信」によれば、「前町会議員木村一朗氏や北村大吉、中里幸七、山田清之助氏等の提唱」によって三三年三月一九日に松阪信用組合ビルで会合が開かれた。出席者は「野島県社会課長」に加えて「臨時助役長谷川勘四郎、市会議員安保庸三、同松井亀治郎、商工会長齋田準之助、信用組合長東谷泰、県会議員岡恵の諸氏その他二〇名」と「改善地区からも約二〇名」出席したという（三三年三月二三日）。「思想浄化運動」の一環として開かれた座談会はこの後も開催され、三七年一二月には名古屋保護観察所が松阪と

宇治山田とで転向者と懇談する席を設けている⁽⁷⁾。

融和団体の設立や座談会の開催など、これまで極左的な激しい闘争を繰り広げていた活動家たちの抵抗意識を弱め、釈放後の速やかな社会復帰を促す措置が執られたことによって三重の無産主義運動の戦線にも異変が生じた。厳しい弾圧のために組織の維持が困難となつた状況を直視し、活動の方針を合法的なものに修正せざるを得なかつた。すなわち三・一二事件以後は、全農では総本部派への復帰、全水では解消派の消滅といふ、自分たちがそれまで「社会ファシスト」として罵倒してきた社会民主主義の政治方針に帰順するより他に術がなかつたのである。当時選挙で広汎な大衆の支持を得て議席を飛躍的に増やしていた社会大衆党の動きに注目してその県連を設立し、農民組合および水平社のメンバーをそこに結集させて解放運動の共同戦線を組織し直した。

合法的な全国単一無産政党を目指して、社会民衆党と全国労農大衆党とが合同して結党した社会大衆党は、反共産主義の色彩が強い反面、軍部ファシズムの脅威に対して無感覚な幹部があり、県連設立のために共産主義グループの同意を取り付けるのと同時に反ファシズムの主張を明確にすることが必要であった。地方への指導力が弱いという党の特質につけ込んで梅川文男が県連設立のために水面下の交渉をした。梅川をはじめとして県内外の活動家が反ファシズム人民戦線に助力を惜しまなかつた結果、三重の水平社運動の歴史を代表する朝熊区政差別問題においては全農・全水県連の力を結集し大規模な闘争を展開させることができた。それは社会大衆党中央が人民戦線を「共産党の全面的進出方略として妥協政策」であると見なして、終始「反党的傾向人民戦線的傾向は断乎排撃せねばならぬ」という姿勢を崩さなかつたのとは対照的に⁽⁸⁾、地方が厳しい現実を前にして自分たちに相応しい戦術を選び取つたこと

によるものであり、全国的にも高く評価される三重の解放運動史の一齣である。

軍部ファシズムを決定づけた三六年の二・二六事件の発生、三七年の蘆溝橋事件が導火線となって引き起された日中戦争——日本およびアジアの人民が困難な生活を余儀なくされて行く過程のなかで、梅川文男はどのような活動をしていったのか、以下詳述してみたいと考える。

全農全国会議中部地方委員会が三三年六月一八日、愛知県評議会本部で開かれた。主な議事は三重の書記派遣や獄内の犠牲者救援など、弾圧後の対応を協議するもので弾圧後の組織再建のものだった。三重からは松村政造が出席していた。このときすでに三重では合法事務所を確立させるように働きかけ、全会派の政治方針を合法的なものに転換させる動きが始まっていた。それに対して全会派は、比較的再建が容易であった関西地方組織を中心にして全農全国会議再建運動準備代表者会議を開催するが、それは依然として極秘裡に行われた非合法の活動であり、当時彼らが置かれていた状況の厳しさからも多数の支持を集めるのは困難を極めた。三四年の一年間で大阪、奈良、栃木、京都、千葉の全会派グループが次々に全農総本部に復帰している。そこで全会派は厳しい弾圧に続いて湧き上がった内外からの批判に応えて合法的な全国農民団体懇談会を新たに組織し、治安当局の取締を免れ地方組織の円滑な進展を図ろうとした。そのような会合の開催を提唱したのは兵庫県連合会で、兵庫県連代表はかつて梅川と淡路で農民運動を展開し、三・一五事件と共に検挙された長尾有であった。

三五年一月二七日、神戸市下山手通六丁目にある神戸基督教青年会館を会場にして全国農民団体懇談会の初めての会合が開かれた。特高月報（昭和一〇年一月分）によれば、一二四名の出席者の内、三重からは佐野史郎と小林勝五郎の両名が参加していた。「佐野史郎」という名前は淡路時代から用いていた梅川の変名で、彼の参加は旧知の長尾からの呼びかけによるものであったのだろう。梅川は県連の状勢報告をした後「中途退席」した、と特高月報が伝えている。退席の理由については何も書かれていらない。ただこの懇談会の直後の四月六日から三日間、大阪市北区天神橋筋六丁目にある大阪北市民会館で開催された全農第一回全国大会において、三重は北海道や埼玉とともに全農総本部に復帰を認められている。すでに前年の九月、全農総本部に対しても復帰を要望しており、「全農中部地方の牙城／三重も遂に転向／総本部派と合同要望」と大きく報道されていた（「社会運動通信」、三四四年三月一九日）。復帰の時期が遅れたのは「政党支持問題」が原因で、全農総本部内に社会大衆党を支持するグループと政党支持の自由を唱えるグループとの確執があったからである。日本共産党の影響が濃かった三重では、県連が組合員に対して「農民組合は一つの政党の独占物でもない」「社大党であらうと他のどんな政党であらうと今後もわれくの組合を独占物視する傾向に対しては吾々は鬪はねばならぬ」と呼びかけていたし、同様の傾向は兵庫や京都でも見られた（同紙、三四四年四月二一日）。そのため彼が復帰を要望した際、社会大衆党支持を打ち出していった新潟県連などがそれ強く反対し彼らの復帰を遅らせていたのであった。他方、共産主義グループの側もすでに壊滅的な打撃を受けていたとはいえ、社会民主主義グループの方針に対して「社大党によつて代表されているファシスト的分裂政策」として罵倒を繰り返したのである。

三重県連は全農総本部に復帰すると共に、先に復帰を果たしていた全農奈良県連から藤本忠良と遠藤陽之助とを常任書記として迎え、彼らを組織の中心に据えて運動の本格的な再建を図る。三五年一二月末現在、県連の支部数は二九、組合員数は五七二であった。藤本は活動の手始めとして松阪市内で暴力団および市会議員が検挙された事件が発生したのに際し、事件の真相を糾明する会合を企画している。資料「特秘（一）」

発第八四三四号／昭和一〇年九月五日／三重県知事富田愛次郎

ば、三五年九月一日午後七時四五分から松阪信用組合ビルで「市会議員に市政の内容を訊く会」が開かれた⁽⁹⁾。主催者は藤本を中心にして特別要視察人（特要共甲）芝先文男と借家人同盟（特要共甲）石垣国一、全農三重県連執行委員長・小林勝五郎、全水三重県連執行委員長・木村菊之助とで、会合には当時市会議員を務めていた上田音市が招かれている。三重の運動の伝統とはいえ、この場合も農民組合と水平社とが協力していることが分かる。

ところでこの会合の主催者の一人で、その準備のために自宅を提供していたという芝先文男とは梅川のことであった。なぜ芝先姓なのかといえば、三・一五事件の神戸地方裁判所での公判中、松阪の実家に危害が及ぶのを気遣つて、梅川は長尾有の実弟・芝先覚の養子になっていたのである。彼が梅川家に復籍するのは三六年四月一〇日であり、その三日後には田畠きよとの婚姻届を提出している。おそらく結婚のために籍を戻したのであろう。右の会合の時期はまだ芝先姓を名乗っていたのである。田畠きよは飯南郡大河内村大字笛川の出身、一九一二（大正元）年一一月二〇日生まれで梅川よりも六歳年下の女性であった。きよは醇朴な田舎娘、二人は見合いで結ばれた。きよと見合いの席で初めて対面した感想として梅川は「なかなかはつきりした娘だ」と話したという。き

よの義姉の兄弟には、三・一五事件の際に松阪で検挙された農民組合運動家・松田松太郎、一雄がいた。梅川は結婚後きよと共に松阪市大字湊町平生町で古書店を営み、三六年一月には悠一郎が誕生する。困難に満ちた運動のかたわらでささやかな喜びを分かち合ったことに違いない。

上田音市をはじめとする北原泰作、朝田善之助、小林清一、井元麟之、松田喜一ら全水内の共産主義グループは、コミニテルンの社会ファシズム論（二九年第二回拡大執行委員会総会で採択）にもとづいて社会の基本を階級組織として捉え、階級闘争を通じてのみ社会矛盾を克服できると考えた。彼らにとっては、被差別部落を解放し「部落民」という身分から人びとを解放するために全水が進めてきた身分闘争は革命を妨害するものでしかなく、「部落労働者の階級的進出を身分的組織の下に縛りつけて阻止している全国水平社を解消しなければならない」と主張したのである⁽¹⁰⁾。彼ら全水解消派は大阪、京都、福岡、三重、岡山、奈良、愛知、広島、山口、愛媛の二府八県に跨る二四団体、二、六六一名を糾合した。三重からは上田音市、山口恒郎、岸部栄松の三名が解消派の中心メンバーとして名前を連ねていた。尤も全水三重県連が総じて参加したのかといえば、そうではなく県連の執行委員長・新田彦蔵は旧本部派に留まっている。

三三年七月、解消派は全水解消闘争全国会議を結成し、全協や全農全会派、コップなどと連携しながら運動を左傾化させようとする。翌年八月の全水第一回全国大会では、解消決議を行おうと策動するもののそれを果たせず、大勢不利を察して態度を一時軟化させる。大会終了

後に開かれた新中央委員会において発展的解消主義という妥協案を闘争方針として採択した。同年の一二月、解消派の中心メンバーで日本共産党の党籍を得ていた北原泰作は、党による指導の下で「水平社身分闘争に関するテーゼ草案」を作成していた。テーゼの行動要綱のなかに「ブルジョア地主的天皇政府の欺瞞的部落改善施設及び融和事業反対」「封建的身分制の元兎天皇制の廃止」というスローガンがあるのは、天皇制打破を主唱した党の三二一年テーゼに即したものであった。当時それは全く実現不可能な目標であり、そのスローガンを掲げるのは治安維持法違反として厳しい弾圧に曝される口実を治安当局に与えることを意味した。事実、北原はテーゼ草案作成直後の三四四年一月二八日に検挙されている。

ただこのテーゼ草案で注目したいのは「部落民の解放は部落民自身の行動でという考えは、部落民を封建的身分関係の一面からのみ把握して、階級関係を全く無視した右翼的傾向」であると全水旧本部派を批判すると同時に、解消派の「部落民を階級関係の一面からのみ捉えて身分関係を過少評価し、全国水平社を解消せよと主張する左翼的偏向」をも批判していた⁽¹⁾。解消派に批判を加えた理由は「身分的共通利害と共通意識は、現段階に於ては部落民大衆を身分関係に反対する闘争のために結束せしめる強靭な紐帶」⁽²⁾であり、決してそれを軽視できないからとする。「左翼的偏向」に陥っているとして党から批判された解消派は、北原が検挙されたこともあってその後急速に弱体化し、三四四年四月頃より解消闘争委員会は自然消滅した⁽³⁾。全水内部で主導権を獲得するには至らなかつたものの解消派の成果として挙げられるのは、解消決議を一挙に行おうとして失敗した全水第一回全国大会で「部落委員会活動」が全水の新運動方針として採択されたことであった。「新運動方針書」(『融和事業年鑑(昭和九年版)』)によれば、部落委員会活動とは、當時

中央融和事業協会が進めていた部落経済更正運動や地方改善応急施設費給付などの「欺瞞的正体を暴露」して未組織の「広汎な部落勤労大衆」を獲得し、彼らの日常生活の要求を封建的身分制廃止のスローガンに結びつけて「大衆闘争」を開拓することであった⁽⁴⁾。解消派のメンバーは水平社を一気に解消しようとするのではなく、部落委員会活動を通じて大衆動員戦術を進めるこことによって全水の「漸進的解消」を目指すといふ方針に転換したのであった⁽⁵⁾。水平運動史の研究にもとづいて厳密にいえば、部落委員会活動の創案は解消派だけに帰せられる業績ではなく、旧本部派もすでに日常の闘争のなかで新しい形態の闘争を模索しており、解消派の影響を強く受けながら両者が合意して新運動方針の採択が行われたと考えるべきである。封建的遺制からの解放を目指すという旧来の水平社の方針を止揚し、資本主義の搾取によって貧窮に追いやられた部落民の生活要求を組織する闘争をスタートさせたことは、戦前水平運動史において画期的な進展であった。

三

全農奈良県連から派遣された藤本忠良や遠藤陽之助と協力して県内の組織再建を試みていた梅川の許に新しい形の運動を始めさせるきっかけがもたらされる。それは一九三五年四月の「労働雑誌」創刊である。同誌は労働組合内にあつた左右の路線対立の壁を越えようとして小岩井淨、加藤勘十、杉山元治郎らが発起人となって創刊した「超党派的な労働者教育雑誌」で、「労働組合を背景にして、労働運動の体験者が刊行するという日本最初の雑誌である点、今日でも注目に値するもの」と評価される雑誌であった⁽⁶⁾。

共産主義の影響を強く受けっていた小岩井は労農運動に尽力した大阪の弁護士であり日本農民組合（日農）顧問弁護士を務め、三・一五事件直後の全農結成にも指導力を発揮した。日本赤色救援会（赤救）大阪委員長であった三一年四月に検挙され大阪堺刑務所に服役中、府会議員選舉に立候補する。日本共産党および全協が中心となつた合法政党反対府議選労農協議会の応援の結果、見事当選するものの獄中で転向を表明し懲役二年執行猶予三年の判決を受け釈放される。三三年二月、大阪北河内郡諸堤村横堤で自由農民学校を開き、同村の全農全会派の青年組合員たちに対して教育を行うが、警察の取締が予想外に厳しく閉校に追い込まれたために家族を横堤に残して東京に赴く。三四年夏、単身上京した小岩井が直面したのは、袴田里見や宮本顯治らの指導の下で反戦・反ファシズム闘争を展開するためにセクト主義を克服しようとしていた党の姿であった。それまで党を支持していた全協や日本プロレタリア作家同盟（ナルプ）も新しい戦術を探り始め、それまで排撃していた社会民主主義的なグループとの接近を試みていた。

このような状況のなかで小岩井は日本労働組合全国評議会（全評）の加藤勘十と高野実からの提案を受け、労働組合左派の加藤と農民組合右派の杉山元治郎との三人で発起人となつて「労働雑誌」を創刊した。雑誌の編集作業は、獄中転向を表明し起訴猶予処分となつて釈放されたばかりの元全協刷新同盟員・内野壯児が行つた。「労働雑誌」の具体的な編集方針として超党派的大衆の啓発、労働者農民の具体的な事実の報道および政治経済問題の解説、国際労働者運動の速報が挙げられた。それらは労農運動の現場で積み重ねてきた経験に即して小岩井が労働者や農民たちにとって真に必要なものと判断した事柄ばかりであった。フランスやスペイン、アメリカ等の国で次々に誕生していた統一戦線から教訓を

学び、日本でもそれを樹立しようという呼びかけが見られ、「労働雑誌」第一巻第九号（三五年十二月）誌上では「戦線統一特輯」を組んで「歴史的転換点に立つ我国労働組合の全的合同はどう進んでいるか？」という論文を掲載するなど、組合の「全的統一」を働きかけている。雑誌全体に厳しい社会情勢への対応として反ファシズム統一戦線の結成への努力が貫かれていた。

そのような人民戦線の戦術は、国際共産主義運動の組織として知られたコミニンテルン（第三インターナショナル）第七回大会（三五年七月二十五日～八月二〇日、於モスクワ）において、ブルガリアのディミトロフやイタリアのトリアッティーラの提唱によって公式に承認された。そして翌年二月、コミニンテルン大会に出席していた野坂参三と山本懸藏などが「日本の共産主義者へのがみ」を発表し、新しい運動の指針を日本に報じた。そのことを考へれば「労働雑誌」の取り組みは先駆的なものであつたといえる。日本の人民戦線史の研究者・岩村登志夫氏は小岩井の行動に焦点を当てて当時の歴史を振り返っている。小岩井が活動の拠点としていた当時の大坂について「軍需インフレの進行下に激増する重工業労働者と、その窮乏化という条件のもとで、西大阪の臨海工業地帯で全国にさきがけて労働戦線統一の動きが表面化したのは、決してふしぎなことでなかつた」（¹⁷）とする。そして三三年八月の大坂鉄工所争議、三五年四月の港南地方全労総同盟合同促進協議会結成、三六年二月の衆議院議員選舉において田万清臣らの当選の意義を指摘したうえで、「和田三四四らの日本共産党関西地方委員会が果たした労働戦線統一運動における指導的役割、これと結びついた小岩井淨らの『労働雑誌』『大衆政治経済』などによる人民戦線論の積極的役割を力説」した（¹⁸）。当時人民戦線を紹介した雑誌は小岩井が執筆に関わった「労働雑誌」「社会

評論」「大衆政治経済」以外にも、京都で同志社大学予科教授・新村猛および真下信一、大阪相愛女専講師・中井正一らを中心にして創刊された「世界文化」や「土曜日」、京都大学生の「学生評論」などがあり、いざれも三七年末には執筆者グループが検挙されて廃刊に追い込まれるのだが、三五年から三七年にかけて人民戦線が盛んに議論されたのである。

大阪で先駆的に芽生えた人民戦線の活動は「労働雑誌」誌上で逐次報告され、その配布を通じて全国に広がって行く。大阪をはじめとして神戸、名古屋、京浜、埼玉、新潟などの地方において、生き残りの左翼たちが「労働雑誌」を活用して読者グループを作り、それを組織再建の手立てとした。渡辺悦次氏は「発行部数のびは第一〇冊目（一九三五年一〇月号）の農村特輯号の頃が最もめざましかった。その要因は編集内容の充実ということもあるがそれ以上に運動の前進ということが大きかった」と指摘している。⁽¹⁹⁾ 「労働雑誌」の発行部数が三五年一〇月号から飛躍的に拡大したという渡辺氏の論及に注意を払いながら三重の状況を見ると、当時全農の再建に尽力していた梅川が「昭和十年十月より同一年四月頃迄労働雑誌三重地方取次頒布責任者となり〔同〕志野口健二他数名に之頒布し」との記述を特高月報（昭和一七年一二月分）に見出せる（〔 〕記号は原文の脱落箇所を補つた）。全国的に「労働雑誌」が読まれるようになつたのと同じ時期に三重でも読者グループが作られたのである。なお右の引用文中に登場する野口健二とは元東京日日新聞記者の共産主義者で、在京時代にアナーキズム系の作家・江口渙や小川未明、尾瀬敬正たちから影響を受け、アナーキズムを基調とするプロレタリア文学に関心を寄せるようになる。その後、帰郷して岩瀬仲蔵や石垣国一らから共産主义思想を教えられ、赤救および全協の三重県連に所属

して運動に参加する。三・一三事件で検挙されるが起訴猶予処分で釈放、梅川らと共に「三重文学」を創刊し反ファッショをテーマとする作品を発表していた。

ところで、なぜ梅川が雑誌の取次頒布を依頼されたのか、その経緯について特高月報（昭和一七年八月分）に「労働雑誌主幹小岩井淨の依頼を受け『労働雑誌』の取次販売を依頼された」という記述がある。両者の間には直接の面識があったかどうか分からぬが、日農および労働農民党結成からの農民運動の同志であり、三・一五事件では小岩井は布施辰治と共に弁護団を率いて梅川たち被告の弁護に当たつた。また些細なエピソードだが、編集の内野壯児は梅川が堀坂山行というペンネームを用いて文学作品を発表していた詩雑誌「詩精神」の編集発行者・内野健児（筆名・新井徹）の兄であったので、そちらの方からも連絡がつけやすかつたのかも知れない。

先にも指摘したように日本共産党の影響が濃かった三重では、全農三重県連が組合員に対し「農民組合は一つの政党の独占物でもない」「社大党であらうと他のどんな政党であらうと今後もわれくの組合を独占物視する傾向に対しでは吾々は闘はねばならぬ」と呼びかけていた。そのため県内で社会大衆党の支部を結成するには、多くの反対意見が寄せられたであろう。しかし「労働雑誌」が三重に持ち込まれ読者グループが広がつたことを通じて、反ファッショ人民戦線こそがブルジョア民主主義革命を遂行するという人民戦線戦術が県内の活動家の間に徐々に啓発されて行った。治安当局の側も「労働雑誌」の頒布拡大に対し「悉く共産主義思想の宣伝煽動と、最近の共産主義運動の新方針たる労働者農民の戦線統一をアジプロせるものにして、之が大衆に与ふる影響は極めて大なるもの」と警戒していたのである。⁽²⁰⁾

四

三六年二月、野坂参三と山本縣蔵とが「日本の共産主義者へのがみ」を発表し、労働者や農民、都市小ブルジョア、知識人たちを指導して反ファッショ人民戦線を結成するように説いた。一部の活動家たちは從来のセクト的誤りを正して社会民主主義者たちと連帶したが、日本共産党中央準備委員会は「人民戦線を全勤労大衆の広範な階級闘争の陣営から社会民主主義者の協定に墮せしめる危険をもつてゐる」と警戒し（「赤旗」、三六年八月一日号）、その結果コミニテルンから「社会民主主義者に対する態度において依然として第七回世界大会前のセクト的傾向を残している」と批判される一幕もあつた⁽²¹⁾。

他方、社会大衆党の方も三六年五月に岡山地方無産団体協議会が党支部結成準備会の席上、反ファッショ人民戦線をスローガンの一つとしたのに続いて、七月には党大阪府連および奈良県連も同様のスローガンを掲げた。八月、労農無産団体協議会（労協）に属する合法左翼の四労働組合（日本労働組合全国評議会（全評）、東京交通労働組合、東京市従業員組合、東京自動車労働組合）は、社会大衆党に対して反ファッショ統一戦線結成のために、無条件に門戸を開放し組合員の入党を受けるよう申し入れた。だが社会大衆党は一二月二〇日から三日間、芝協調会館で開催された第五回全国大会において「日本における無産階級運動当面の問題は人民戦線を論じる前に其主体的勢力完成の為に闘ふべきである。従つてあらゆる労農団体は此の際社会大衆党の旗の下に結成すべきである」として彼らの要求を拒否した⁽²²⁾。

そのように社会大衆党が強い態度を示したのには、人民戦線戦術の提起は共産主義グループの策動によるものであるという判断と、それに加

えて（一）満州事変以来、急速に勢力を伸張させてきた軍部ファシズムに対する抵抗意識が薄弱であったこと、（二）同年一月二〇日の普選第4次総選挙で大躍進を遂げたことなどの理由が挙げられる。党の歴史をさかのぼってみれば、三三年六月に党連合委員会がまとめた「転換期日本建設政策」には、それまで無産陣営における唯一の合法政党として社会大衆党が党是としてきた階級闘争主義を緩和し、実際的かつ建設的な姿勢をもつて広汎な国民中間層に支持を拡げようとする意向が見られた。また陸軍省新聞班作成の「国防の本義とその強化の提唱」、いわゆる陸軍パンフレットに対して党書記長・麻生久はその資本主義批判に同調し、軍部の勢力と結託することによって現状打破という党綱領を実現しようと唱えた。麻生によれば「日本の国情に於ては資本主義打倒の社会改革に於て軍隊と無産階級の合理的結合を必然ならしめてゐる」のであって「単なる軍服を着せるが故に之を恐るゝは自由民権時代の虚妄である」とまで放言した⁽²³⁾。党内には麻生の意見に反論もあつたが、三六年から三七年にかけて一二・一六事件および人民戦線検挙事件、蘆溝橋事件と急激な情勢変化が生じると、社会大衆党は体制に追従するしか術のない政党になってしまふのである。

だが党の能力とは別に、社会大衆党は選挙では広汎な支持が得られるようになっていた。選挙法改正と選舉肅正運動の効果もあって第二〇回総選挙（普選第四次）では、社会大衆党は三〇名の立候補者中一八名が当選、その内一二名は最高得票者となるなどの大躍進を遂げたのであった。社会大衆党が合計五一八、八五四票を獲得した裏には、既成政党に対する大衆の信頼喪失や国家主義を標榜していた政党团体の予想外の不振もあった。選挙を終えて党執行部は「無産政治戦線は我党に統一集中され、我党は今や唯一絶対の革新政治勢力となりつゝある」と自信を深

めたために、労協からの要求を一蹴したのであつた⁽²⁵⁾。当時労協の委員長は「労働雑誌」発起人の加藤勘十で、左翼的立場の彼は党の方針をめぐって社会大衆党から除名されていた。

社会大衆党の大躍進は労農運動の戦線に様々な軋轢をもたらすことになったが、それまで同党的支持をためらっていた地方組織に支持をうながす効果を及ぼした。三六年八月八日、近畿地方労農無産団体協議会は「社大党を中心として全国的政治戦線統一強化のため戦ふと共に、社大党並に労農協議会に対し、無産政治戦線の速やかなる統一の協力を要請した⁽²⁶⁾。この近畿地方労農無産団体協議会には、大阪労農無産団体協議会をはじめとして多くの労農組合（全評神戸協議会および京都協議会、全農奈良県連および兵庫県連、神戸市電従業委員組合、名古屋合同労働組合、松阪無産団体協議会）が参加したとされ、会議当日松阪からは遠藤陽之助が出席していた。この後、社会大衆党と労協との統一が不調に終わると、北海道や鹿児島、三重、長野などの各地方では全農を中心にして無産団体協議会の形態から社会大衆党支部の結成に向かって運動を進めた⁽²⁷⁾。

他方、全水も三六年には「全水が社大党に加盟するか否かは言明出来かねるが、同党及び全農とは協調して行かねばならぬ」とし「反ファッショの為の大衆的戦線統一運動は是非起さねばならぬ」と考えていた。翌年の三月三日、東京市芝協調会館で開催された全水第一四回全国大会において、それまで綱領第一項にあった「明確なる階級意識の上にその運動を進展せしむ」という表現を削除し「集団的闘争」という言葉を新たに使うことによって時局に配慮し、自分たちの活動を階級闘争ではなく身分闘争に限定するという方針を明確にした。このような綱領改正を

行いながら中央委員長・松本治一郎は社会大衆党に加盟して普選第五次総選挙に同党公認候補として立ち、見事当選を果たすのであつた。

五

従来から全農と全水の協力関係にもとづいて解放運動を進めてきた三重では、「労働雑誌」読者グループの確立によって活動家の間に反ファッショ人民戦線の意義が啓発され、さらに中央からの働きかけもあって人民戦線の砦となる社会大衆党支部が設立される運びとなる。先に見たように党中央は人民戦線を否定していたが、地方においてはそれにかける期待が大きかった。中央と地方との疎隔について「社大党の支持団体は、完全な独自性を保持する一方、社大党の地方組織は相当に自由な活動のできる独自性をもっている。現に大阪府連合会、党中央部の左翼排撃政策にも拘らず左翼を含めた広汎な反ファッショ大衆戦線の樹立を決議し、その実行に着手」していたという指摘がある（中山真一「労農無産協議会と社大党への加盟問題」、三六年八月一日）⁽²⁸⁾。三重においても三六年四月、社会大衆党三重支部の結成準備会が結成される。「社会運動通信」はその様子をつきのように伝えている。

松阪地方の無産団体の有志で社大党支部結成準備が昨年から進められてゐたが愈近く声明書を発表して具体化することになった。全農としては個人参加の形式で協力提携することに決定した。

各支部の有志、未組織の有志も協力されん事を希望する。且下山田市、桑名、津方面に於ても有志に依つて運動が進められてゐる。

（「社会運動通信」三六年四月二日）

右の記事からは全農書記の遠藤や藤本、そして梅川の働きによって社会大衆党的支部が準備されつつあったことが窺えるのだが、全農三重県連が組織ごと加盟することではなく「個人参加の形式で協力連携」することを決めたとされることにも注意を払う必要がある。おそらくメンバーの内部で社会大衆党的支持をめぐって賛成派と反対派との意見がまだ調整できていなかつたのであろう。それを示す記事が「伊勢新聞」に掲載されているので、つぎに引用しよう。

去る六月準備委員会を組織して以来一路結党に邁進して来た社会大衆党松阪支部は、愈々来る三十日午後一時より全農三重県連合会事務所に於て結党式を挙げる事となつた。右は複雑な社会情勢と目前に迫る市町村議員改選の選挙戦に備へる為本年中に結成を見んとしてゐる社大党三重県連合会の母体となるべきもので、永年左翼の地盤として苦難な歴史を持つ三重県無産運動が合法運動への転向第一歩として広汎な新興無産大衆に如何に働きかけるか多大なる興味を以て見られてゐる。

（伊勢新聞）三六年一月二四日

右の報道によれば、社会大衆党松阪支部の結党式が一月三〇日、全農三重県連事務所で開かれることに決まり、それは将来、県連合会の「母体」となるものだという。なぜ県連が速やかに発足しなかつたか、それは「三重県無産運動」が「永年左翼の地盤として苦難な歴史」を持つ組織であつただけに「合法運動への転向第一歩」を踏み出すには時間と要したのである。実際には松阪支部ではなく南勢支部として発足し、それによって当時朝熊区政差別糾弾闘争に取り組んでいた宇治山田の全

農・全水活動家を結集することができた。南勢支部が発展解消し松阪支部、宇治山田および度会、多気の各支部準備会が発足するのは翌年六月のことであった。県内ではすでに同年三月二日に北勢で党支部が結成されており、三六年未現在、支部長・若松実太郎の下で党员一〇五名を数えるまでに発展していた（なお同じ時点で北勢支部は党员数が二八と報告されている）。

社会大衆党南勢支部の発足に奔走した梅川はその支部長に選ばれ、さらに県支部連合会の組織準備委員会の委員長に就任する。統一戦線の結成に向けて合法舞台での活動に徹していた。そのような梅川の行動を治安当局はどのように見ていたのか、それを知る手がかりになる資料がある。「特秘（一）発第二八〇九号／昭和一八年八月一日／三重県知事富田愛次郎」の「管下ニ居住中ノ昭和一九年七月一日現在ニ於ケル治安維持法違反者ノ動靜」によれば、梅川は「共産主義ヲ信奉シ左翼分子トノ交際ヲ続ケ居ルモ家業ニ熱心ナル為メ一見穩健トナリタルモノ、如ク見ユ」とされる²⁸。警察の目には彼が平穏な家庭生活を送っているようを見えたのであろう。梅川の住所が「松阪市大字湊町平生町」、所持金「五十円位」、職業「古本営業」とされ、注意すべき記述として思想は「非転向」であると記されている。同じ資料中の「治安維持法違反者思想態様並性別調」には、当時県内の治安維持法違反者六四名（男五八、女八）のなかで転向四七、準転向六、動搖中四、非転向七という員数が報告され、彼らが厳しい監視下に置かれていたことが分かる。

社会大衆党南勢支部が結成された翌三七年の三月一日には松阪市会議員選挙、四月三〇日には第二二回総選挙（普選第五次）が行われた。党南勢支部は選挙に先立つて「吾党の勝利はファツシヨに警鐘」と題する声明書を発表し「独善的ファツシヨ市政反対／勤労市民的議会主義の

擁護」を訴えた⁽²⁹⁾。松阪市会議員選挙は定員三〇名のところ四三名が立候補して大激戦となつた。社会大衆党からは上田音市（現職）、小林勝五郎（新人）、石垣国一（新人）の三名が立候補、投票日の二日前には全農中央委員長・杉山元治郎、全水中央委員・松田喜一、党所属大阪府会議員・久保田鶴松、同党岡山県常任委員・野崎清二の四名が松阪を訪れ、二日間にわたって市内十数カ所で応援演説を行い「白熱的氣勢」を挙げた⁽³⁰⁾。全力を尽くして選挙運動を進めた結果、見事三名全員の当選を果たし、一般大衆から広汎な支持を集められる合法政党の力をあらためて認識させられることになった。松阪市会議員選挙で大勝した余勢を駆って翌月の総選挙に臨んだ。当初は資金難のため候補者の擁立は難しいと考えていたが、元全農三重県連書記で当时東京に住んでいた河合秀夫から供託金二、〇〇〇円が国債券の形で梅川の手を通して借り受けられ、また全水中央委員長・松本治一郎から一、〇〇〇円が恵与される見通しも立ったことから判断を修正、社会大衆党からの公認も取り付けて候補者を擁立することになった⁽³¹⁾。

全農と全水、そして社会大衆党との統一戦線を結成して選挙戦を展開するのに相応しい候補者として上田音市が選ばれ、三重第一選挙区から立候補した。上田が居住していた松阪は三重第二選挙区に所属し本来は第一区から出馬することを聞き、川村の当選を阻止するために選挙区を変えたのだという⁽³²⁾。そこで松阪の無産団体協議会は津市分部町に移動し上田の選挙対策事務所を開設、実質的な選挙事務長として梅川が選ばれた。それまで第一区からは無産主義陣営から立候補者を擁立したことになかったので、上田が同区から選挙に立つことだけでも陣営の積極的な姿勢を意味した。中央からの支援を受けつつ全農・全水県連の

組織を挙げて選挙戦に臨んだのだが、残念ながら定員五名のところ七位で落選した。しかし運動の成果として、反ファッショを唱えて言論戦を展開したことで組織の基礎票を大きく上回る得票が集まつたこと、川村は激しい批判の矢面にさらされて落選したことが挙げられる。それによって反ファッショ人民戦線の砦となる社会大衆党三重支部連合会の結成を促すムードがさらに醸成されたのであった。総選挙の結果を全国的に見ても、社会大衆党は六六名の立候補者中三七名が当選、議席を前回の一倍に増やすという大躍進を遂げ、党への期待が日増しに高まつた。

六

総選挙で敗北を喫したものの人民戦線を志向していた松阪無産団体協議会は県内の支援団体の間に強い紐帯を作ることができた。機が熟したと考え、社会大衆党三重県支部連合会の結成に向けて動き出す。幸いにも彼らが開いた会合の議事録が遺されており、結成に至る過程が分かる⁽³³⁾。その議事録によれば、三七年六月九日、松阪市信用組合ビルで開催された組織準備懇談会には二〇名が参加、桑名と四日市のメンバーは欠席したが松阪を中心にして宇治山田、度会、一志、河芸、津、尾鷲など県内の広い地域からの出席者があった。とりわけ松阪の大山峻峰、小林勝五郎、上田音市、梅川文男、宇治山田の野口健二は中心的存在であった。議長に上田を選出して進められた会合では、まず組織準備委員長として梅川が推され、各地域の委員が任命される。そのうえでさらに県支部連合会の結成を八月上旬とし、声明書を発表することが決定された。南勢支部を発展解消させて松阪支部、宇治山田および度会、多気の

各支部準備会を発足させた。興味深いことに、この議事録には断り書きとして、津岸和田紡績ストライキに組織を挙げて応援していただいたために議事録の作成が遅れたことのお詫びが記されている。この争議は全農・全水県連の幹部が加わって指揮し賃上げなどの要求を貫徹して解決され、争議団はそのまま日本紡績労働組合に加盟した。「三重県の左翼は日本紡績労働組合が総同盟に属する右翼組合であることを良く知っていたが、この組合を黙認して、この組織を通じて労働組合の全県的統一と未組織労働者の組織化を狙った」という³⁴。

八月上旬に予定していた創立大会は、七月七日に勃発した蘆溝橋事件の影響で、時局に配慮するとの理由から開催を見送らざるを得なかつた。蘆溝橋事件は北京郊外一〇キロメートルの蘆溝橋附近で日本の駐屯軍一部隊が夜間演習中に数発の実弾の射撃を受け兵士一名が行方不明となつた。両国の出先機関の不拡大方針で停戦協定が事件当日に成立するのだが、近衛文麿内閣は陸軍の強硬派の主張を容れ三個師団の華北派兵を決定する。他方、蒋介石の国民政府も抗日の気運に圧され華北への増兵を実施し北京と天津とで両国軍が再衝突し日中の全面戦争となつた。

蘆溝橋事件はそれまでアジアに侵略を重ねてきた日本が破滅に向かう決定的な一步を踏み出した瞬間であった。国内でも総力戦に備えて国民動員が本格化し、時局に配慮することが国民として当然の義務とされた。

開戦後、近衛内閣は銃後の国民協力の一環として「国民精神総動員法」を策定している。創立大会の開催を見送った社会大衆党三重支部連合会は、組織委員会を一〇月一日に前回と同じ松阪信用組合ビルで開いた³⁵。役員および規約が決められ執行委員長に梅川文男、書記長に遠藤陽之助、会計に石垣国一が就任した。梅川たちが中心となって結成した組織は反ファシズム人民戦線をモチーフとする県内の最初にして最後

の政党支部となつた。

この年は全国で党组织が拡大し鹿児島や岡山に連合会が結成、長崎や福岡、香川、滋賀、福井、富山、静岡、三重、北海道に支部が創立、東京や大阪、兵庫、京都、神奈川で党组织の著しい発展が見られた。中央で統一戦線の結成を模索していた労協は、黒田寿男・松本治一郎による斡旋にもかかわらず社会大衆党との合同協議が決裂し、四月に日本無産党を結党していた。党勢拡大の上げ潮ムードのなかで社会大衆党第六回全国大会は一月一五日、芝協調会館で開かれた。大会では戦時体制に応じるために綱領を改正し「我党は国体の本義に基き日本国民の進歩発達を図り以て人類文化の向上を期す」とした。ファシズムに迎合する措置であったことは疑いないのだが、党としてはつぎのような見解を発表した。

党は従来の綱領を何故改正したか。一言にして言へば党が発展したからである。一部では綱領改正を以て党的転向であると為してゐるが、転向では断じてない発展である。従前の党綱領の精神を貫くものは無產階級の階級結成と階級的発展、更にそれを通ずる資本主義の革新であつた。党的目標は資本主義の改革である。然し初期無産政党運動はその革新を行ふ可き、革新勢力の結成即ち主体的勢力の結成が中心問題である。

（「社会大衆新聞」三七年一二月一五日）
ファシズムへの協力を党の「転向」ではなく「発展」だとするのは、総力戦体制に参加してアジア侵略に便乗することを通じて主体的な「資本主義の改革」が可能になると信じる愚かさの表明であり、社会大衆党およびその支持団体が大陸への移民政策に熱心であったことからも、同党が他国を侵略することに無感覺であったことが分かる。同大会において

て党はさらに戦時革新政策を発表し、「戦時政策の三原則」として（一）戦時体制の堅実化（厚生的政策の尊重）、（二）国民経済の計画化（日満北支を一体として）、（三）举国一致の積極化（内外を通ずる革新への国民協力）という三つの原則を提唱した。「革新」を謳った政策転換の結果、階級闘争を全面的に放棄し国家社会主義下のドイツに見られる全体主義的精神を標榜するようになるのであつた。なお同大会には三重から梅川と河村章三郎が出席しており上田音市が大会選出全国委員に任命されている（「社会大衆新聞」三七年一月三〇日）。

党中央がファシズムに追従する姿勢を見せるのとは対照的に、地方組織はそれへの抵抗を示した。岩村によれば、「ことに社大党的反ファシズム的抵抗を検討するには、大阪、三重、岡山などの府県連合会をぬきにすることはできない」とする³⁶。その根拠として大山峻峰の『三重県労働運動史』からつぎのような記述を引いている。

三・一二（一九三三年）の弾圧は三重県における活動家に警戒心を強めさせ、左翼の運動が從来と同様な方法でおこなわれるならば、労働者、農民の利益を守る闘争は、検挙と弾圧によって封じ込められるであろうという考え方が台頭した。そしてそこには合法政党であつてもよい、何らかの形で地方の労農運動を拡大し、その指導権を確立するため政党組織が必要であると痛感された。そこで社会大衆党本部に指導権を委ねないで、地方の共産主義者によって労農運動の指導と権威を打ちたてることができるという見通しにたって、左翼運動家は一步後退した姿で社会大衆党支部結成へとふみきつたのである。そういう点ではたしかに「右翼的偏向」ではあるが、この動きは現実主義的に運動を転回させることとなつた³⁷。

全農県連書記、党県連執行委員であった大山峻峰は三重における人民戦線の中心メンバーであつただけに右の証言は説得力を持つ。從来から全農と全水の協力関係にもとづいて解放運動を進めてきた三重の解放闘争のなかで大山が積極的に参加し、三重の人民戦線運動の金字塔として内外から高く評価された朝熊区政差別糾弾闘争について、つぎに説明しよう。

七

度会郡四郷村大字朝熊区は町の中央を流れる朝熊川によって北部と南部に分けられている。三七年現在、北部一二〇戸、南部一四〇戸の住民が生活していた。二六（昭和元）年の区有財産整理に際して、それまで南北の住民が共有していた区有林を四郷村が買い上げ、一部を村有とした。だが当時区長であった小川長次郎外二名の個人名義を用いて南部の住民がそれを独占した。それに対して北部の住民は共有財産平等権を主張し全水や労農農民党の応援を得ながら抗議活動を行つた。県内の飯南郡射和村大字庄や多気郡佐奈字前村でも区政差別糾弾闘争が発生したのに合わせて、全水三重支部連合会が地方自治体による行政差別撤廃を闘争方針として定め、朝熊でも激しい闘争が繰り広げられることになった。

だが四郷村長・西野幸吉と宇治山田警察署長・上野芳松による強圧的な仲裁が行われ、山林四町五段八畝六歩および一、〇〇〇円を北部に譲渡するという協定が結ばれた。協定書の第二項に「大字朝熊川南部の所謂共有財産と称せらるる総ての財産に関しては北部住民は從来何等の関

係なきは勿論、将来に於ても権利を主張し一切関与せざるべきこと」とあり、この協定では差別の根本的な解決にはならなかった。しかし治安当局が強権を発動しかねない状況の下で、北部住民はやむなく協定書に押印した。

一旦は終息したように見えた鬭争も、三五年に朝熊尋常高等小学校で教員による差別発言が発生したことから再燃することになった。北部にある三宝寺説教所に植木徹之助（僧名・徹誠）が住職として迎えられた時、彼は子どもを同小学校に通わせたのだが、他の児童と区別して授業をまとめて受けさせてもらえなかつた。母親が抗議したところ、担任は植木が被差別部落の出身者ではないことに気付いて急に態度を変え「あそこを知つてきたのか」と尋ねた。母親が「知つてきた」と答えると「あそこは特殊部落でコソ泥の集合地ですよ」と放言したという⁽³⁹⁾。それを母親が北部の区民に話したところ全員が激高し、全水・全農県連の応援を得て差別糾弾闘争を開始した。当時全水県連は、「万朝報」に差別記事を書いた佐藤清勝中将の糾弾闘争で氣勢を上げており朝熊闘争にも組織を挙げて参加した。全水県連執行委員長・新田彦蔵らが県社会課に出向き抗議すると同時に、全水中央から常任書記・井元麟之を招いて区民大会を開催し運動の高揚に努めた。三五年七月三〇日、区制および区有財産の差別の撤廃を求めて、北部区民総会の名前で一七カ条の要求書を作成し、四郷村町長・山口林造と朝熊区長（南部）・川口寅吉に手交した。さらに九月一〇日、一一〇名の署名を添えた陳情書を県知事と内務大臣宛に発送すると同時に第六九議会において全水中央委員長・松本治一郎が内務大臣に質問をし善処を要望した。

三六年九月に北部の住民は朝熊区政差別糾弾闘争委員会を結成し県や村当局、南部の住民たちとの会合を重ねたが、「村長の消極的態度と南部住民の封建的思想に基く態度」のために解決の糸口すら見えない状況であった⁽⁴⁰⁾。翌年の六月三〇日、県社会課および全水県連共同主催の懇談会が開かれ、社会課長から本件に関する斡旋の提案が示された。その内容は朝熊区を南部と北部とに分離し北部は独立の祝い金を南部に贈与するという無責任極まるもので、これでは差別の根本的解決にはならなかつた。そこで全水県連のメンバーは懇談会を打ち切つて、その後に部落代表者会議を開き、今後は行政の力を借りることなく水平社独自の自主的活動によって問題の解決を図る方針を決めた。翌日、新田彦蔵や遠藤陽之助、小林勝五郎、松村政造、中世古基ら一五名が四郷村長・山口の許を訪れて一七カ条の要求書について糾したが、区制および区有財産の問題は協定書の締結によってすでに解決済みだとして北部の要求を拒否する回答がなされた。

そこで闘争委員会は小学校児童の同盟休校を敢行した。最初の二日間は六年生以上の児童三七名が休んだのだが、ストライキの効果を上げるために三日目からは一年生から五年生までの一〇五名が同盟休校に加わった。その事態に驚いた県学務課は、同社会課および村当局に働きかけ混乱の收拾を図つた。六日間続いた児童同盟休校は、県社会課が誠意を以て解決策を見出すとの約束をすることで打ち切られ、以後全水県連の新田や遠藤が闘争委員会の代表として県当局と協議することになる。世論を喚起するため県内三三ヶ所で演説会や座談会を開き一、一四九名の参加者および八一円七一銭の寄付が集まるのだが、激しい抗議活動にもかかわらず一向に事態が好転しないことから北部の住民の間にも不協和音が響き始める。「北部住民は最初全水幹部の言を信頼し、勝利的解決を期待しつつありたるが、其後何等の進捗も見ず、只基金を浪費するのみにして、時日の経過と共に幹部の態度に疑惑の念をいだき、漸次幹部

より離間せんとする氣運醸成しつつあり」（も）という危機的な状況であつた。さらに七月七日の蘆溝橋事件の勃発によつて日中戦争が本格的に開始したことは闘争の継続を困難にした。

そこで窮状を開拓すべく遠藤と全水朝熊支部・中西長次郎は区制差別については一時留保し、区有山林入会権の問題に闘争の焦点を絞ることになった。県小作官から小作調停裁判に持ち込むことを慫恿された両名は、小作農民を集めて全農朝熊支部を結成し一月十五日、山本条次郎他一二〇名の署名を添えて安濃津区裁判所に調停裁判申立書を提出した。ここでも全農・全水県連の間で統一戦線が実現し共同闘争の場面が作られたのである。同時に遠藤や中西、山本、植木らは野口健一と協力して社会大衆党山田支部結成の準備を進めていた。だが一ヶ月後の一二月二〇日に人民戦線検挙事件が発生し、新田彦蔵や遠藤陽之助、大山峻峰、（検挙当時は奈良に帰っていた）藤本忠良など県内の全農・全水の関係者四五名が検挙された。さらに翌一三年一月一八日には第二次人民戦線検挙事件が続いて起り、山本条次郎や中西長次郎、山本平重、植木徹之助ら朝熊区北部の住民三八名が検挙され、ついに朝熊区政差別糾弾闘争は息の根を止められてしまうのであった。大山は前掲『三重県労働運動史』のなかで、つぎのように述べている。

ここに組織された社会大衆党三重県支部連合会には、社会民主主義者を含むとはいゝ、その主力としてかつての左翼運動にたずさわつた有能な経験家が多数をしめ、三重の無産階級政治運動の中心勢力は依然として共産主義勢力によってしめられていたのである。

（中略）

なおこの一二月の弾圧は、社会大衆党支部にむけられたといふよりは、その強力な一翼をなす農民組合と全水三重県連（朝熊区入会

本論文は拙稿「梅川文男研究（1）——プロレタリア詩人、堀坂山行の軌跡——」（『人文論叢』第一八号、二〇〇一年三月）、「プロレタリア詩人・梅川文男（堀坂山行）とその時代——松阪事件に至るまで——」（『三重大学日本語学文』第二二号、〇一年六月）、「梅川文男研究（2）——プロレタリア詩人、堀坂山行の淡路時代——」（『人文論叢』第一九号、〇二年三月）、「プロレタリア

権をめぐって闘争中）にむけられ、これによつて左翼的政治運動をはじめ、いっさいの無産運動を封じようとした官憲の措置であった（も）。

大山が指摘するように、かつての共産主義グループが中心となつて全国的にも先駆的に取り組まってきた三重県内の反ファシズム人民戦線運動は二度に及ぶ検挙事件を通じて潰え去つたのである。当時梅川は差別糾弾の現場で闘争するというよりもむしろ後方に退いてそれを組織的に支援する社会大衆党県支部の発展に専念していたために、この検挙から逃れることができたのであろう。この弾圧は社会大衆党の壊滅を目論んで行われたものではなかつた。社会大衆党中央でも衆議院議員・黒田寿男や中央委員・大西俊夫ら人民戦線に理解のある労農派のメンバーが検挙の対象になつた。事件直後の一二月二二日、中央執行委員会は声明書を発表し、「反党的傾向人民戦線的傾向は断乎排撃せねばならぬ」と決めた党方針に違反する者として連座拘引中の黒田・大西を除名、さらに肅党工作を強めることによつて組織の防衛を図つた。その結果、ファシズムに抵抗するグループは獄中に連れ去られ、社会大衆党は「国民の党」という自覚にもとづいて挙国一致体制と銃後活動への協力に邁進することになったのである。

詩人・梅川文男（堀坂山行）とその時代（1）——三・一五事件に至るまで——」（「三重大学日本語学文学」第一三号、○二年六月）、「島木健作と梅川文男

（堀坂山行）——「癩」をめぐって——」（「近代文学試論」第四〇号、○三年三月）、「透谷を嗣ぐ詩人たち——「詩精神」と梅川文男——」（「国文学攷」第一七六・一七七号合併号、○三年三月）、「梅川文男研究（3）——戦前の部落解放運動とプロレタリア文学——」（「人文論叢」第二〇号、○三年三月）の続稿である。

また拙稿「プロレタリア詩人——梅川文男のこと」（「学塔」第一〇六号、三重大学附属図書館報、二〇〇〇年一〇月）、「小津安一郎の中学生時代・仄聞」（「三重シネマレター」創刊号、○一年五月）も合わせてご覧いただきたい。

なお引用文中、今日の人権意識に照らして不適切と思われる表現が見られるが、歴史的背景を知るための資料として修正を加えずにそのまま引用した。また旧字体は新字体に改めている。

(1) 「伊勢新聞」（一九三三年一二月二二日）

(2) 大山峻峰『三重県水平社労農運動史』（一九七七年八月、三一書房、二二一頁）

(3) 『部落の歴史と解放理論』（一九六九年一二月、田畠書店、一九六〇頁）

(4) 渡部徹「全国水平社解消論と部落委員会」（「人文学報」、京都大学人文学研究所、一九七九年三月、三一六頁）

(5) 三重県厚生会編『三重県部落史料集（近代篇）』（一九七四年一二月、三一書房、五八三頁）

(6) 「上田音市氏転向説／悪質のデマと解さる」（「社会運動通信」三三年六月五日）

(7) 「伊勢新聞」（一九三七年三月十九日）

(8) 社会大衆党第六回全国大会（一九三七年一月十五日、東京市芝協調会館）。引用は『日本労働年鑑』（昭和二二年）第一八巻（一九三八年三月、二九

三頁）から行つた。

(9) 、前掲（5）と同書（六〇四頁）。

(10) 全水第一〇回大会（一九三一年二月一〇日）における全九州連合会常任理事会から示された全国水平社解消の提議。引用は渡部徹・秋定嘉和編『部落問題・水平運動資料集成』第二卷（一九七三年三月、三一書房、五

九五頁）から行つた。

(11) 渡部徹・秋定嘉和編『部落問題・水平運動資料集成』第三卷（一九七四年六月、三一書房、二二三頁）

(12) 同右

(13) 同右書（二五四頁）

(14) 同右書（二三九二四頁）

(15) 前掲（4）三三三頁。

(16) ねずまさし「『労働雑誌』の歴史」（2）（「月刊さんいち」第四卷第一二号、一九六一年一一月、三一書房、一五〇一七頁）

(17) 『大阪百年史』（一九六八年六月、大阪府編集発行、八九〇頁）

(18) 「日本人民戦線史をめぐる諸問題」（「歴史評論」第二三九号、一九七〇年七月、一五〇一六頁）

(19) 「解題にかえて」、（復刻版）『労働雑誌』（一九八〇年六月、柏書房、二〇頁）

(20) 「社会運動の状況」（昭和一年版）（四三頁）

(21) 『野坂参三選集（戦時編）』（一九六七年八月、日本共産党中央委員会出版

局、一九三頁）

(22) 社会大衆党第五回全国大会における一般運動方針。引用は前掲（8）と同書（二九九頁）から行つた。

(23) 『日本労働年鑑』（昭和九年）第一五巻（四四〇頁）から行つた。

(24) 前掲（8）と同書（二八九頁）

- (25) 同右書（二八六頁）
- (26) 同右書（二八七頁）
- (27) 警保局保安課『海外よりの左翼宣伝印刷物集』（一九三六年九月、四三四頁）。引用は『現代史資料』第一四卷（一九六四年一月、みすず書房、八三一頁）から行った。
- (28) 西川洋三重大大学人文学部教授からの資料提供にもとづく。
- (29) 「社会運動通信」（一九三七年三月二十四日）
- (30) 「伊勢新聞」（一九三七年三月九日）
- (31) 前掲（5）と同書（六三七～六三八頁）
- (32) 前掲（2）と同書（二五六頁）。
- (33) 『三重県史』（資料編・近代四）（一九九一年二月二十五日、七六〇～七六八頁）
- (34) 前掲（2）と同書（二六〇頁）。
- (35) 前掲（33）と同書（七六八～七七一頁）。
- (36) 「日本人民戦線史をめぐる諸問題」（「歴史評論」第一三三九号、一九七〇年七月、二三〔頁〕）
- (37) 三重県労働運動史研究会『三重県労働運動史』（一九六三年二月、二八五～二八六頁）
- (38) 「水平新聞」第九号（一九三五年七月五日）。引用は前掲（5）と同書（六〇三頁）から行った。
- (39) 「水平新聞」第九号（一九三五年七月五日）。引用は前掲（5）と同書（六〇三頁）から行った。
- (40) 「水平社運動の状況」の「差別糾弾運動其他の状況」（「特高外事月報」（昭和二二年八月）。引用は前掲（5）と同書（六四二頁）から行った。
- (41) 前掲（11）と同書（五一五頁）
- (42) 前掲（37）と同書（二八七頁）